

## 伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領

平成28年6月1日

訓令第24号

### (趣旨)

第1条 この要領は、伊予市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事において、伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成28年伊予市訓令第23号。以下「総合評価実施要領」という。）第1条に定める簡易型総合評価競争入札を実施する際に、簡易型総合評価落札方式に施工体制確認方式（品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認（以下「施工体制確認」という。）し、入札説明書等に記載された要求及び要件を確実に実現できるかどうかを審査し、及び評価する方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 施工体制確認方式は、伊予市における全ての簡易型総合評価競争入札において実施する。

### (施工体制確認に係る書類の提出)

第3条 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、伊予市低入札価格調査要領（平成21年伊予市訓令第2号。以下「低入札調査要領」という。）に規定する調査対象者（以下「調査対象者」という。）となった者は低入札調査要領第5条に示す書類を、開札の日の翌日から起算して3日（伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条各号に定める休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に入札執行者に提出しなければならない。なお、提出された書類は、返却しない。

- 2 書類を提出しない者又は書面により調査に対応できない旨の申し出があった者の行った入札は、無効とする。
- 3 提出された書類の訂正及び差し替えは認めない。
- 4 提出された書類の内容が虚偽であることが明らかとなった場合は、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）の規定に基づき、指名停止を行うことがある。
- 5 入札参加者が書類の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

### (事情聴取の実施)

第4条 入札執行者は、施工体制確認のため、原則として予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をしたすべての者を対象として事情聴取を実施し、開札の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に対象となる入札参加者に対して事情聴取の日時及び場所を通知する。ただし、入札参加者が調査対象者でない場合にあっては、事情聴取を行わないことがあり、その場合には通知を行わない。

- 2 事情聴取の対象となる入札参加者は、通知に従い事情聴取に応じなければならない。

- 3 第1項の事情聴取にあつては、入札参加者は配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が必ず参加するものとする。
- 4 入札参加者が第1項の事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反したとして、当該入札者がした入札は、無効とする。

（その他）

第5条 この要領に定めのない事項は、総合評価実施要領によるものとし、これらによりがたい場合は、必要に応じ市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。